

南関東防衛局

建替住宅の防音工事に  
係る調査について

— 住宅防音業務の適正化を期して —

平成20年7月29日

南 関 東 防 衛 局  
建替住宅の防音工事に係る  
調 査 ・ 検 討 委 員 会

# 目 次

第1	はじめに	1
第2	調査体制・調査対象等	4
1	調査体制	
(1)	委員会の設置目的	
(2)	委員会の構成	
(3)	委員会の開催状況	
2	調査対象及び内容等	
(1)	建替方針の作成経緯等	
(2)	建替住宅の採択状況等	
(3)	本件事案が生じた原因等	
3	調査の方法	
第3	調査により確認された状況等	7
1	建替方針の作成経緯等	
(1)	平成元年度の建替方針の作成	
(2)	平成2年度の建替方針の見直し	
(3)	平成13年9月の建替方針の見直し	
(4)	まとめ	
2	建替住宅の採択状況等	
(1)	平成元年度から平成12年度までの採択状況	
(2)	平成13年度から平成18年度までの採択実績	
(3)	報道がなされた「建て替えられて分譲された7戸の住宅の防音工事」	
(4)	本庁協議事例	
(5)	まとめ	
3	本件事案が生じた原因等	
(1)	厚木飛行場の特性	
(2)	住宅防音事業の処理体制等	
(3)	本件事案が生じた原因	
第4	総括	28
1	業務処理の評価等	
(1)	建て替え前と後で戸数は同じであるが、所有者等の継続性が確認できなかった実績に係る評価	
(2)	建て替え前の戸数を超過して採択された実績等に係る評価	
2	今後の対応	
(1)	補助事業者との関係	
(2)	具体的な改善措置の迅速かつ計画的な実施	
第5	おわりに	33

## 第1 はじめに

〔注： 防衛施設庁は平成19年9月1日に防衛省に統合されたが、本書では、一部を除き旧防衛施設庁における組織及び役職の名称を使用している。〕

1 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号。以下「環境整備法」という。）第4条の規定に基づく住宅防音工事については、防衛施設庁長官が指定する区域（以下「第一種区域」という。）において、当該指定の際現に所在する住宅について、その所有者又は当該住宅に関する所有権以外の権利を有する者（一般的には居住者）が防音工事を行う場合に助成の対象としてきている。

このため、当該指定後に新たに建設された住宅については、防音工事の助成の対象とはなっていないが、住宅は年数の経過とともに老朽化するものであり、指定の際現に所在する住宅が老朽化等の理由により建て替えられることは当然予想され、こうした建て替えられる住宅（指定の際現に所在する住宅が建て替えられる又は建て替えられた住宅。以下「建替住宅」という。）が建て替え前の住宅との間に代替性、継続性（引き続き住宅の用途として建て替えられるもの。）を有する場合には、指定後に新たに建設された住宅として取り扱うのではなく、指定の際現に所在する住宅と捉え得るものである。

横浜防衛施設局（以下「横浜局」という。）は、昭和50年度から住宅防音事業を実施してきているが、指定の際現に所在する住宅が膨大な数（昭和63年当時約14万7千世帯）であったことなどから、これら住宅の防音工事を建替住宅に優先して実施してきたところであり、建替住宅の防音工事については、原則として併行防音工事<sup>\*1</sup>により防音工事の助成の対象としていた。

このような状況下、平成元年6月に、建替住宅の防音工事について、建替住宅に代替性、継続性があると認められる場合は、建替住宅を助成の対象としうる旨、防衛施設庁本庁（以下「本庁」という。）施設部長から通達（以下「旧本庁施設部長通達」という。）が発出され、同通達において代替性、継続性があると認められる参考例として、老朽化に伴う建て替え等の4例<sup>\*2</sup>が示された。

### ※1 併行防音工事

指定の際現に所在していた住宅を建て替える際に、新築工事に併せて行う防音工事

### ※2 「代替性、継続性」があると認められる4例

- 1 老朽化に伴い建て替えられた住宅
- 2 地震、台風等の災害による滅失又は損壊により建て替えられた住宅
- 3 都市計画法（昭和43年法律第100号）第11条第1項各号に掲げる都市施設の整備又は同法第12条第1項各号に掲げる市街地開発事業の実施による移転に伴い建て替えられた住宅
- 4 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）第5条第1項による移転に伴い建て替えられた住宅で、第一種区域への移転理由が社会生活上やむを得ないと認められるもの

また、平成10年5月には、代替性、継続性が認められる建替住宅の例として、旧本庁施設部長通達の4例に加え、経年の生活様式の変化及び世代替わり等による建替住宅が追記された新たな通達（以下「本庁施設部長通達」という。）が発出された。

- 2 横浜局における住宅防音事業の大部分を占める厚木飛行場の第一種区域については、当初昭和54年に、次に昭和56年に指定告示が行われ、対象区域が拡大されてきたところである。昭和57年2月以降、米空母艦載機によるNLPが厚木飛行場で行われるようになり、同区域が昭和59年、昭和61年と短期間のうちに二度にわたり見直された結果、住宅防音工事の対象世帯数は約13万4千世帯（昭和54年は約1万2千世帯、その後、昭和56年に約1万6千世帯、昭和59年に約9万世帯、昭和61年に約1万6千世帯、それぞれ増加した。）と膨大なものとなった。

横浜局は、航空機騒音の下に置かれる住民に対して住宅防音工事を円滑、効率的に実施するため、住宅防音事業全般の細部処理要領を定めた「住宅防音処理方針」（以下「処理方針」という。）を作成し、住宅防音工事の早期助成に努めてきた。

建替住宅の防音工事については、昭和63年度までは、原則として、併行防音工事により助成の対象としていたが、厚木飛行場周辺の住宅防音工事の対象世帯が膨大な数であったことから、防音工事の助成を受けるまで相当の期間を要する状況であり、新規防音工事\*の助成を受けないまま解体され建て替えられる住宅も見られるといった状況であったところ、平成元年度には、本庁から発出される旧本庁施設部長通達の表記を用いた建替住宅の防音工事の助成についての方針（以下「建替方針」という。）を作成し、以後、当該方針により、併行防音工事として助成することができなかつた建替住宅の防音工事を実施してきた。

※ 新規防音工事（平成元年度当時）  
補助の対象とする住宅の世帯の人員に応じて、1居室又は2居室までを対象とする防音工事

- 3 このような建替住宅の防音工事に関し、次の2件の報道がなされた。  
(1) 平成19年1月15日、建替住宅の防音工事について、横浜局においては、本庁施設部長通達の「代替性、継続性」を拡大して運用していたとの報道

報道概要

- ・ 本庁施設部長通達では、告示後に建った住宅でも、対象住宅の住民が、老朽化などで建て替えをした場合の助成を認めており、その場合「建て替え前後で住宅に代替性、継続性があるもの」を条件としている。横浜局ではこの統一基準が不適切に拡大されていた。
- ・ 横浜局では、元の住民が自宅を売却後、買い取った不動産業者が新築住宅を建て第三者に分譲した場合でも、元の住宅が取り壊されてから「概ね1年」であれば、助成対象としていた。

(2) さらに、翌16日、横浜局における建替住宅の防音工事について、建替方針からも外れて運用しているとの報道

報道概要

- ・ 座間市内において、告示の際所在していた住宅を所有者が解体して更地とし、不動産業者に売却し、同業者が建て売り住宅として解体後約3年で7戸を建設し、前所有者と異なる者に分譲した住宅について、防音工事を実施したが、横浜局の方針である「解体後速やかに（概ね1年以内）建て替えた場合」（「代替性、継続性」の条件）にも適合していない。

4 これらの報道がなされた状況等から、平成19年1月18日に本庁から建替住宅の防音工事に関する調査の指示がなされ、翌19日、防衛施設庁長官から横浜防衛施設局長（以下「局長」という。）に対し、局長を委員長とする調査委員会の設置について指示があった。これを受け、横浜局は、同日、「建替住宅の防音工事に係る調査・検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、建替住宅の防音工事について実施状況及び経緯を調査の上、本件事案が生じた原因を究明するとともに、今後の対応策を検討し、業務のより一層の適正化を図るため必要な措置等について取りまとめた。

## 第2 調査体制・調査対象等

### 1 調査体制

#### (1) 委員会の設置目的

委員会は、横浜局における建替住宅の防音工事について実施状況及び経緯を調査の上、本件事案が生じた原因を究明するとともに、今後の対応策を検討し、業務のより一層の適正化を図ることを目的とする。

#### (2) 委員会の構成

調査、検討を行うため、委員会及び事務局を設置し、それぞれの役割などを以下のとおりとした。

##### ア 委員会

- (ア) 委員会は、事務局に対し必要な指示を行うとともに、事務局からの報告事項（調査内容等）について審議検討する。
- (イ) 委員会は、局長を委員長、局次長を副委員長とし、総務、施設、事業部の各部長、事業部事業調整官及び関係各課長などを委員とする。
- (ウ) 委員会は、上記の目的を達成するため、必要に応じて随時機動的に開催し、調査内容などを審議・検討の上、その結果を本庁に報告する。

##### イ 事務局

- (ア) 事務局は、委員会の下に設置され、委員会から必要な指示を受けるとともに、調査内容など報告事項を委員会に報告する。
- (イ) 事務局は、事業部長を事務局長とし、事業部事業調整官及び関係各課長などを事務局員とする。

#### (3) 委員会の開催状況

平成19年1月19日、第1回調査・検討委員会を開催し、横浜局内の調査、検討作業の進捗状況に応じ、委員会を計17回開催し調査・検討を行った。

なお、指導及び監督のため施設調査官等の本庁職員がすべての委員会に出席した。

第1回	平成19年 1月19日	建替住宅に係る事案概要等
第2回	平成19年 2月 6日	調査・検討委員会の運営 建替住宅の防音工事に係る実態調査
第3回	平成19年 3月 2日	建替住宅の防音工事に係る実態調査
第4回	平成19年 3月14日	建替方針の見直しの経緯・背景

第5回	平成19年 3月20日	建替方針の見直しの経緯・背景 今後の改善措置
第6回	平成19年 3月23日	建替住宅の防音工事に係る実態調査
第7回	平成19年 3月28日	建替住宅の防音工事に係る実態調査 本件事案が生じた原因の究明と今後の改善措置
第8回	平成19年 4月20日	建替住宅の防音工事に係る実態調査 今後の改善措置
第9回	平成19年 4月27日	建替住宅の防音工事に係る実態調査 今後の改善措置
第10回	平成19年 5月11日	建替住宅の防音工事に係る実態調査 今後の改善措置
第11回	平成19年 5月25日	建替住宅の防音工事に係る実態調査
第12回	平成19年 8月 1日	建替方針の見直しの経緯・背景 建替住宅の防音工事に係る実態調査
第13回	平成19年 8月30日	建替住宅の防音工事に係る実態調査 調査・検討委員会の体制
第14回	平成19年10月 1日	建替住宅の防音工事に係る実態調査 調査・検討委員会の新体制
第15回	平成19年11月 7日	建替住宅の防音工事に係る実態調査 統一的な審査に向けた新組織体制等
第16回	平成20年 3月14日	建替住宅の防音工事に係る実態調査 取りまとめに向けた調整等
第17回	平成20年 7月29日	まとめ

## 2 調査対象及び内容等

委員会において、次の事項について、それぞれ調査を行った。

### (1) 建替方針の作成経緯等

平成元年度当初、処理方針を定めるに当たり、建替住宅の防音工事について本庁から発出される旧本庁施設部長通達の表記を用いた建替方針を作成し、その内容について、その後必要に応じ逐次見直されていることから、建替方針の作成及び見直しの経緯、背景、変遷について、平成元年度から平成18年度の間を対象として調査を行うこととした。

### (2) 建替住宅の採択状況等

建替住宅の採択状況等を確認するため、旧本庁施設部長通達が発出された平成元年度から平成18年度（本調査を開始した平成19年1月18日までの間に補助金の交付決定を行った事案）を対象として、以下の項目について調査を行うこととした。

## **ア 建替住宅の採択状況**

旧本庁施設部長通達が発出された平成元年度以降の建替住宅の採択に関し、旧本庁施設部長通達及び本庁施設部長通達の「代替性、継続性」について確認するため、建て替え前後の所有者又は居住者の継続性等の調査を行うこととした。

また、報道がなされた「建て替えられて分譲された7戸の住宅の防音工事」については、平成12年度から平成16年度にかけて建替住宅として採択されたものであり、上記の調査対象に包含されるものではあるが、本件が建替方針に適合していないとの報道がなされたこと等を踏まえ、特に、採択経緯及び建替方針との整合性について調査を行うこととした。

## **イ 本庁協議事例**

建替住宅の防音工事の採択の考え方に関し、平成14年度及び平成16年度に本庁協議したそれぞれの事例について、経緯等の調査を行うこととした。

### **(3) 本件事案が生じた原因等**

本件事案が生じた原因について、背景も含め調査を行うこととした。

## **3 調査の方法**

上記の調査を実施するに当たっては、保存されている文書による調査に加え、当時の状況等を確認するため、調査対象とした平成元年度から平成18年度までに、横浜局において住宅防音業務に携わった職員約330名のうち、聴き取り可能な約310名（平成19年3月時点）の職員（以下「担当職員」という。）から聴き取りを行い、さらに、必要に応じて当時の本庁担当者にも聴き取りを行うなど、でき得る限りの調査を行った。



### 第3 調査により確認された状況等

#### 1 建替方針の作成経緯等

建替方針は平成元年度に作成され、逐次見直されているものであるが、平成2年度及び平成13年9月に建替住宅の防音工事の採択に関する記載内容が大きく見直されていることから、その作成等の経緯、背景について当時の担当職員に聴き取りを行った。

##### (1) 平成元年度の建替方針の作成

平成元年度に作成した建替方針の内容及び作成当時の状況は、以下のとおりであった。

##### ア 建替方針の内容等

建替住宅の防音工事の採択にあつては、「その住宅に代替性、継続性があると認められる場合は補助対象とする」旨を処理方針の中に建替方針として定めた。

なお、当該規定は、旧本庁施設部長通達の表記と同様の内容である。

##### イ 建替方針の作成当時の状況等

###### (ア) 旧本庁施設部長通達の「代替性、継続性」の具体的な定義の認識について

旧本庁施設部長通達には、「第一種区域の指定の際現に所在する住宅が建て替えられた場合において、建て替え後の住宅に代替性、継続性があると認められるときは、当該住宅を第一種区域の指定の際現に所在する住宅と見なして住宅防音工事の助成の対象としうる。」旨が規定されているが、「代替性、継続性」の具体的な定義が明示されていない。

このことを踏まえ、平成元年度当時、横浜局において、指導的立場にあつた課長等の主要担当職員（以下「主要担当職員」という。）に対し、旧本庁施設部長通達の「代替性、継続性」の具体的な定義の認識について聴き取りを行ったところ、「所有者等の継続性が必要」と回答した者や、「住宅から住宅への建て替えであれば所有者等の継続性は不要」と回答した者もいた。

同様に、平成元年度当時に横浜局において住宅防音業務に携わっていた約40名（主要担当職員を含む）に聴き取りを行ったところ、約7割の者が「記憶がない・わからない」と回答し、約1割の者が「所有者等の継続性が必要」と回答し、約2割の者が「住宅から住宅への建て替えであれば所有者等の継続性は不要」と回答したことから、平成元年度において、すでに、主要担当職員を含め担当職員の間で認識の統一が図られていなかったものと考えられる。

また、本庁において、当時の本庁担当者に旧本庁施設部長通達の「代替性、継続性」の具体的な定義の認識について聴き取りを行ったところ、すべての者が、所有者等の継続性が必要であると回答したとのことであつた。

(イ) 旧本庁施設部長通達の「代替性、継続性」の具体的な定義に関する本庁に対する照会等について

平成元年度当時の主要担当職員に対し、旧本庁施設部長通達の「代替性、継続性」の具体的な定義について横浜局から本庁に対し照会を行ったかどうかについて聴き取りを行ったところ、ほとんどの者は「照会していない」、あるいは「記憶がない」と回答している。また、「照会の相手方や回答の有無等を記憶していないが、照会した」と回答した者もいたため、当時の本庁担当者に聴き取りを行ったところ、「調整はなかった」、あるいは「記憶がない」と回答している。

上記の「照会の相手方や回答の有無等を記憶していないが、照会した」と回答した者についても、具体的な照会内容や回答内容を記憶していないことから、旧本庁施設部長通達の「代替性、継続性」の具体的な定義について、横浜局から本庁に対する照会が行われた事実は確認されなかった。

(ウ) 旧本庁施設部長通達の「代替性、継続性」の具体的な定義に関する周知等について

平成元年度当時の主要担当職員に対し、旧本庁施設部長通達の「代替性、継続性」の具体的な定義を課内に周知したかどうかについて聴き取りを行ったところ、ほとんどの者は「周知していない」、あるいは「記憶がない」と回答し、「周知していない」と回答した者の中には、「説明会を開催し建替方針の内容を説明したが、通達の「代替性、継続性」の具体的な定義について周知したという記憶はない」とする者がいる一方で、「所有者等の継続性が不可欠であると周知した」と回答した者もいることから、同通達の「代替性、継続性」の具体的な定義について、統一的な周知の徹底は図られていなかったものと考えられる。

(エ) 旧本庁施設部長通達の「代替性、継続性」の具体的な定義に関する本庁からの説明等について

平成元年度当時の主要担当職員に対し、旧本庁施設部長通達の「代替性、継続性」の具体的な定義について本庁から説明が行われたかどうかについて聴き取りを行ったところ、すべての者は「記憶がない」と回答し、また、本庁において、当時の本庁担当者に聴き取りを行ったところ、「説明していない」と回答した者が過半であり、「概算要求のヒアリング時等に説明したのではないか」と回答した者もいたが、具体的な説明内容について明確な回答は得られなかったとのことであった。

(オ) 建替方針の作成時における本庁との調整状況等について

平成元年度当時の主要担当職員に対し、平成元年度に建替方針を作成するに

当たって、横浜局から本庁に対し調整を行ったかどうかについて聴き取りを行ったところ、ほとんどの者は「調整していない」、あるいは「記憶がない」と回答している。また、「具体的な調整内容を記憶していないが、調整したものと記憶している」と回答した者もいたため、当時の本庁担当者に聴き取りを行ったところ、すべての者が「調整はなかった」と回答している。

以上のことから、建替方針を作成するに当たって、本庁に対し十分な調整が行われていなかったものと考えられる。

以上のことから、平成元年度の建替方針の作成当時において、担当職員の間で建替住宅の防音工事の採択要件に係る認識の統一が図られていなかったものと考えられるが、その理由としては、旧本庁施設部長通達の「代替性、継続性」の具体的な定義について、横浜局から本庁に対し照会等を行わず、また、同通達に具体的な定義が明示されていないところ、本庁から十分な説明が行われたことは確認されず、建替方針の作成に当たって、本庁担当者との調整が十分に行われていなかったこと、さらに、当該方針の具体的な運用方法が周知されていなかったことによるものと思料される。

## **(2) 平成2年度の建替方針の見直し**

平成2年度に見直された建替方針の内容及び当時の状況は、以下のとおりであった。

### **ア 建替方針の見直しの内容**

#### **(ア) 「代替性、継続性」があると認められる例について**

建替住宅として採択できる住宅として、旧本庁施設部長通達等に例示されている「代替性、継続性」があると認められる4例を掲げるとともに、5例目として、「従前の住宅を解体後速やかに住宅として建て替えられた場合は、その住宅に継続性があると認め補助対象とすることができる。」を追記した。

#### **(イ) 建て替えにより戸数が増えた場合の処理について**

建て替えにより戸数が増えた場合の処理について「従前の住宅の戸数より増えた場合は、これらの住宅については原則として補助対象としない。ただし、所有者等が継続して居住する場合は、従前の戸数を限度として補助対象とする」旨を新たに規定した。

### **イ 建替方針の見直し当時の状況等**

#### **(ア) 建替方針に5例目を追記した理由について**

旧本庁施設部長通達により示された4例に加え、建替方針に追記した5例目については、建替住宅の防音工事の採択要件として、建て替えに要した期間が

短期間であれば、所有者又は居住者の継続性を有しない建替住宅でも採択が可能と読み得る記載内容であることから、平成2年度当時の主要担当職員に建替方針に5例目を追記した理由について聴き取りを行ったところ、「住宅から住宅への建て替えであれば良いが、建て替え期間が長期間に及ぶ場合を補助対象としないため、見直した」と過半の者が回答し、「記憶がない」、「建て替え前の住宅と建て替え後の住宅の所有者又は居住者の継続性をより明確にするため見直した」と回答した者もいた。

#### (イ) 旧本庁施設部長通達の「代替性、継続性」の具体的な定義の認識について

平成2年度当時の主要担当職員に対し、旧本庁施設部長通達の「代替性、継続性」の具体的な定義の認識について聴き取りを行ったところ、「所有者等の継続性が確認できれば採択」と回答した者や、「住宅から住宅への建て替えであれば所有者等の継続性がなくても採択」と回答した者もいた。

同様に、平成2年度当時に横浜局において住宅防音業務に携わっていた約50名（主要担当職員を含む）に聴き取りを行ったところ、約5割の者が「記憶がない・わからない」と回答し、「所有者等の継続性が必要」と回答した者と、「住宅から住宅への建て替えであれば所有者等の継続性は不要」と回答した者が同数であったことから、平成2年度においても、主要担当職員を含め担当職員の間で認識の統一が図られていなかったものと考えられる。

#### (ウ) 旧本庁施設部長通達の「代替性、継続性」の具体的な定義に関する周知等について

平成2年度当時の主要担当職員に対し、旧本庁施設部長通達の「代替性、継続性」の具体的な定義を課内で周知したかどうかについて聴き取りを行ったところ、ほとんどの者は「周知していない」、あるいは「記憶がない」と回答している一方で、「周知した」と回答した者もいた。

「周知した」と回答した者にその内容について聴き取りを行ったところ、「所有者等の継続性が不可欠であるとの通達の代替性、継続性を周知した」と回答した者がいる一方で、「説明会を開催し建替方針の内容を説明したが、通達の代替性、継続性を周知したという記憶はない」と回答した者もいることから、平成元年度と同様に、旧本庁施設部長通達の「代替性、継続性」の具体的な定義について統一的な周知の徹底は図られていなかったものと考えられる。

#### (エ) 建替方針見直し時における本庁との調整状況等について

平成2年度当時の主要担当職員に対し、平成2年度に建替方針の見直しを行うに当たって、横浜局から本庁に対し調整を行ったかどうかについて聴き取りを行ったところ、ほとんどの者は「調整していない」、あるいは「記憶がない」と回答している。また、「調整の相手方や調整内容等を記憶していないが、

調整した」と回答した者もいたため、当時の本庁担当者に聴き取りを行ったところ、ほとんどの者は「記憶がない」と回答する一方で、「調整の相手方や調整内容等を記憶していないが、調整した」と回答した者がいた。

しかし、主要担当職員で「調整した」とする者については、調整の相手、回答の有無及びその内容を記憶しておらず、また、本庁担当者で「調整した」とする者についても、内容、結果については具体的に記憶していないことから、建替方針の見直しに当たって、本庁に対し十分な調整が行われていなかったものと考えられる。

以上のことから、平成2年度の建替方針の見直し当時においても、担当職員の間で建替住宅の防音工事の採択要件に係る認識の統一が図られていなかったものと考えられるが、その理由としては、建替方針の見直しに当たって、本庁担当者との調整が十分に行われていなかったこと、また、当該方針の具体的な運用方法が周知されていなかったことによるものと思料される。

### **(3) 平成13年9月の建替方針の見直し**

平成13年9月に見直された建替方針の内容及び当時の状況は、以下のとおりであった。

#### **ア 建替方針の見直しの内容**

##### **(ア) 建て替えにより戸数が増えた場合の処理について**

建て替えにより戸数が増えた場合の処理について、「複数の戸建住宅になった場合、当初の戸建戸数まで採択。ただし、所有者の間での同意書が必要になる」ことを新たに規定した。

これは、住宅防音工事申込者が、建て替え前の戸数の範囲内で住宅防音工事の申請を行うことについて当事者間で同意する旨を記した「同意書」を当事者間で取り交わすこととしたものであり、この見直しにより、建て替え前後で所有者及び居住者のいずれもが異なる住宅であっても、建替方針上、同意書の提出があれば防音工事の助成の対象として認容する記載となった。その理由としては、前述のとおり、建て替えにより戸数が増えた場合の処理については、原則としてすべての建替住宅を補助対象とはせず、所有者等が継続して居住する場合は従前の戸数を限度として補助対象とするものとしていたが、実態としては、例えば、従来1戸であったものが建て替えられて2戸となり、所有者等が継続して居住しないといったケースにおいても、住民間で話し合いが整えば、1戸を採択し、他方を不採択とする運用もなされていたとのことであり、このような運用の状況を踏まえた建替方針とするためであったと考えられる。

##### **(イ) 建て替えに要する期間について**

継続性があると認められる例として、従来は「解体後速やかに住宅として建て替えられた場合」としていたものを「建替まで概ね1年以内」と新たに規定した。その理由としては、建て替えに要する期間を明確化するためであり、過

去の事案の取扱実績にかんがみ、「建替まで概ね1年以内」としたものであったと考えられる。

## イ 建替方針の見直し当時の状況等

### (ア) 本庁施設部長通達の「代替性、継続性」の具体的な定義の認識について

平成13年度当時の主要担当職員に対し、本庁施設部長通達の「代替性、継続性」の具体的な定義の認識について聴き取りを行ったところ、「記憶がない・わからない」、あるいは「住宅から住宅への建て替えであれば所有者等の継続性は不要」と回答している。

以上のことから、平成13年度においては、本庁施設部長通達の「代替性、継続性」の具体的な定義について、主要担当職員に所有者等の継続性が必要であるとの認識はなかったものと考えられる。

### (イ) 本庁施設部長通達の「代替性、継続性」の具体的な定義に関する周知方法等について

平成13年度当時の主要担当職員に対し、本庁施設部長通達の「代替性、継続性」の具体的な定義を課内で周知したかどうかについて聴き取りを行ったところ、「課内会議の開催や回覧、配布等で周知した」と回答した者もいたが、周知の内容については、「内容を記憶していない」、あるいは「住宅から住宅の建て替えであれば採択可能であることを周知した」と回答していることから、所有者又は居住者の継続性が必要であるとの同通達の「代替性、継続性」の具体的な定義についての周知は図られていなかったものと考えられる。

### (ウ) 建替方針の見直し時における本庁との調整状況について

平成13年度当時の主要担当職員に対し、平成13年9月に建替方針の見直しを行うに当たって、横浜局から本庁に対し調整を行ったかどうかについて聴き取りを行ったところ、「調整していない」、あるいは「記憶がない」と回答している。

また、一般的な文書の保存期間である5年以内ではあるが、調整したことを示す文書が確認されなかったことから、建替方針の見直しに当たって、本庁に対し調整は行われなかったものと考えられる。

以上のことから、平成13年度の建替方針の見直し当時においては、本庁施設部長通達の「代替性、継続性」の具体的な定義について、主要担当職員には、所有者等の継続性が必要であるとの認識はなく、また、所有者等の継続性が必要である旨の周知はなされていない状況の中、本庁担当者との調整が行われないうまま、建替方針が見直されたものと思料される。

#### (4) まとめ

上記(1)から(3)を総合すると、平成2年度の建替方針の見直しにおいては、旧本庁施設部長通達により示された4例に加え、5例目として、「従前の住宅を解体後速やかに住宅として建て替えられた場合は、その住宅に継続性があると認め補助対象とすることができる。」旨が追記されている。これは、所有者又は居住者の継続性を有しない建替住宅でも採択が可能と読み得る記載内容となっているが、5例目を追記した理由について、当時の主要担当職員に聴き取りを行った結果、過半の者が「住宅から住宅への建て替えであれば良いが、建て替え期間が長期間に及ぶ場合を助成対象としないため見直した」と回答し、一方で「建て替え前の住宅と建て替え後の住宅の所有者又は居住者の継続性をより明確にするため見直した」と回答した者もあり、追記した理由を特定するに至らなかった。

いずれにしても、当時の担当職員の間で建替住宅の防音工事の採択要件に係る認識の統一が図られていなかったものと考えられ、その理由としては、平成元年度において、旧本庁施設部長通達の「代替性、継続性」の具体的な定義について、横浜局から本庁に対し照会等を行わず、また、同通達に「代替性、継続性」の具体的な定義が明示されていないところ、本庁から十分な説明が行われたことも確認されず、それぞれの建替方針の制定等に当たって、本庁担当者との調整が十分に行われていなかったこと、さらに、当該方針の具体的な運用方法が周知されていなかったことによるものと思料される。

その後、平成13年9月に建替方針は大きく見直されており、この見直しにおいては、建て替えにより戸数が増えた場合について、それまでは原則としてすべての建替住宅を補助対象とせず、所有者等が継続して居住する場合に限り従前の戸数を限度として補助対象とするものとしていたが、建て替え前後で所有者及び居住者のいずれもが異なる建替住宅であっても、同意書の提出があれば従前の戸数を限度として防音工事の助成対象とすることとした。これは、それまでの運用実態を踏まえて見直されたものであるが、このことは、見直し当時の主要担当職員に対する聴き取りの結果、建替住宅の防音工事の採択要件として、所有者又は居住者の継続性が必要であるとの認識はなく、「住宅から住宅への建て替えであれば所有者等の継続性は不要」との認識であったと回答が得られたことから裏付けられる。

## 2 建替住宅の採択状況等

### (1) 平成元年度から平成12年度までの採択状況

旧本庁施設部長通達が発出された平成元年度以降のすべての建替住宅の採択状況について調査を行うこととしたが、平成元年度から平成12年度までの間については、住宅防音工事の関係書類の保存期間(5年)の関係から、具体的な世帯数を把

握することはできなかった。このため、この期間の採択状況についてもできる限り把握するため、当時の担当職員からの聴き取りにより調査を行った結果は、以下のとおりである。

#### **ア 平成元年度の建替方針の作成当時の運用実態（平成元年度から平成2年度）**

平成元年度に建替方針が作成され、平成2年度に建替方針の見直しがなされたことから、この間の建替住宅の採択状況を確認するため、平成元年度及び平成2年度当時に横浜局において住宅防音業務に携わっていた約60名から聴き取りを行った。

その結果、約2割の者が「当時実際に建替住宅の採択を行った」と回答したことから、これらの者に対し「代替性、継続性」の具体的な定義の認識について聴き取りを行ったところ、このうち約4割の者が「建て替え前の住宅と建て替え後の住宅の所有者又は居住者に継続性が認められる住宅と認識して採択した」と回答し、5割の者が「所有者等の継続性を考慮することなく、住宅から住宅への建て替えと認識して採択した」と回答し、約1割の者が「代替性、継続性」の具体的な定義について「明確に記憶していない」と回答した。

また、数名の者が「当時は、第一種区域の追加指定（昭和61年9月10日）による新たな住宅防音工事対象世帯の処理を重点的に行っていたため、建替住宅の防音工事の処理数は少なかった」と回答している。

以上のことから、平成元年度から平成2年度にかけては、建替住宅の処理件数は少なかったものと推測されるが、「代替性、継続性」の具体的な定義について横浜局担当職員の間で認識の統一が図られないまま、建て替え前後で所有者及び居住者の継続性がない可能性のある住宅が採択されるといった運用がなされていたものと考えられる。

#### **イ 平成13年度の建替方針の見直しまでの運用実態（平成3年度から平成12年度）**

平成13年9月に建替方針が見直されたことから、平成3年度から平成12年度間の建替住宅の採択状況を確認するため、同期間に横浜局において住宅防音業務に携わっていた140名から聴き取りを行った。

その結果、約3割の者が「当時実際に建替住宅の採択を行った」と回答したことから、これらの者に対し「代替性、継続性」の具体的な定義の認識について聴き取りを行ったところ、このうち約3割の者が「建て替え前の住宅と建替住宅の所有者又は居住者に継続性が認められる住宅と認識して採択した」と回答し、約7割の者が「所有者等の継続性を考慮することなく、住宅から住宅への建て替えと認識して採択した」と回答したほか、「代替性、継続性」の具体的な定義について「明確に記憶していない」と回答した者もあった。

また、年度別に見た場合、「当時実際に建替住宅の採択を行った」と回答した



者の比率は平成3年度以降徐々に増加している。

以上のことから、横浜局においては、通達の「代替性、継続性」の具体的な定義に関する局担当職員間の認識の統一、徹底や十分な意思疎通がなされない中、建て替え前後で所有者及び居住者の継続性がない可能性がある住宅が継続して採択され、その数は平成3年度以降徐々に増加してきたものと考えられる。

## **(2) 平成13年度から平成18年度までの採択実績**

平成13年度以降については、住宅防音工事の関係書類が保存されているため、本調査を開始した平成19年1月18日までに補助金の交付決定済みであった事案を対象として、関係書類により採択実績の調査を行った。

調査方法としては、調査対象年度の住宅防音工事に係る関係書類を1件ごとに確認し、建替住宅の防音工事事案をすべて拾い出した。

その結果、平成13年度から18年度までの住宅防音工事30,861世帯のうち、4,707世帯(飛行場周辺4,500世帯、演習場周辺207世帯)が建替住宅の防音工事であった。

この建替住宅の防音工事4,707世帯に関し、本庁施設部長通達の「代替性、継続性」について確認するため、建て替え前後の所有者又は居住者の継続性等の調査を以下の4段階に区分して行った。

### **ア 第1段階調査**

建替住宅の防音工事4,707世帯について、建て替え前後において所有者又は居住者の継続性が認められる住宅かどうかについて、補助金の交付申込書の添付資料である建て替え前の住宅の滅失証明及び建て替え後の住宅の家屋所在証明書等で、所有者の継続性を確認し、さらに、同申込書の添付資料である当該住宅の居住者の住民票で、居住者の継続性を確認した結果、3,055世帯について、所有者又は居住者に継続性があることが確認された。

しかしながら、残余の1,652世帯については、建て替え前後の所有者又は居住者の継続性を確認するための書類(建て替え前後の住宅の登記事項証明書若しくはその時点における居住者の住民票等)を求めていなかったこと等から、所有者又は居住者の継続性の確認ができなかった。

### **イ 第2段階調査**

第1段階調査で所有者及び居住者の継続性が確認できなかった1,652世帯について、所有者の継続性の判定を行うため、建て替え前後の住宅の登記事項証明書等を新たに取得して確認した結果、594世帯について、所有者の継続性があることが確認された。

しかしながら、残余の1,058世帯については、未登記住宅や地番が特定できない住宅があり、登記事項証明書等の取得ができないため、所有者の継続性の確認ができなかった。

## ウ 第3段階調査

第2段階調査で、建て替え前後の所有者の継続性の確認ができなかった1,058世帯の居住者の継続性について判定を行うため、第2段階調査で取得した登記事項証明書に記載されている建て替え直後の所有者から戸別訪問や電話等によって得られた情報に基づき、建て替え直後の居住者の氏名を特定するため聴き取りを行い、あらためて建て替え直後の居住者の住民票及び戸籍の附票等を取得の上、建て替え前後の居住者の継続性を確認した。

また、この調査の過程において、新たに建て替え直後の所有者と建て替え前の所有者との関係が判明した事案については、戸籍謄本等を取得の上、所有者等の継続性を確認した。

この結果、139世帯については、所有者又は居住者の継続性があることが確認されたが、250世帯については、建て替え前後において所有者及び居住者のいずれもが異なるものであり、残余の669世帯については、居住者の氏名が特定できない等の理由により、所有者及び居住者の継続性の確認ができなかった。

## エ 第4段階調査

さらに、すべての建替住宅を対象として、建て替え前の住宅の戸数を超過した事案かどうかについても、住宅地図等により調査し、最終的に「代替性、継続性」のある事案を確認した。

以上の調査の結果、横浜局においては、建替住宅4,707世帯のうち、建て替え前後の所有者又は居住者の継続性が確認できた実績が3,531世帯、建て替え前後において所有者及び居住者のいずれもが異なる実績及びその可能性のあるもの（以下「所有者等の継続性が確認できなかった実績」という。）が1,176世帯確認された。1,176世帯の内訳としては、建て替えの前と後の戸数が同じものが813世帯であり、建て替え前の戸数を超過した実績及びその可能性のあるものが363世帯であった。

813世帯のうち、建て替え前後において所有者及び居住者のいずれもが異なる実績は248世帯であり、残余の565世帯については、その可能性があるものの、最終的な判定をすることができないもの※<sup>1</sup>であった。

また、363世帯のうち、建て替え前の住宅の戸数を超過して採択された実績は35世帯であり、残余の328世帯については、建て替え前の住宅の戸数が不明なため、建て替え前の戸数を超過して採択された可能性があるものの、最終的な判定をすることができないもの※<sup>2</sup>であった。

※1 横浜局においては、建替方針上、「解体後速やかに住宅として建て替えられた場合（概ね1年以内）」であれば継続性があると認めるとしていたことから、補助金の交付申込書の添付書類として、建て替え前後の所有者又は居住者の継続性を確認するための書類（住民票、登記簿等）の提出を求めていなかった。今般の調査においては、居住者の継続性の有無を判断するに当たり、建て替え前後の住民票の入手が不可欠であり、住民票の取得に不可欠となる建て替え前後の居住者の氏名を特定するため、建て替え直後の所有者等からの聴き取りなどを行ったが、連絡が取れなかった等の理由から特定ができない場合や、特定できた場合でも、当該居住者が当時居住していた地方公共団体の行政区域外に転居等したため当該居住者に係る情報の保存期間が経過していた等の理由から住民票が入手できない場合があり、これらの世帯については最終的な判定をするに至らなかった。

※2 建て替え前の住宅の戸数の範囲内を助成の対象としているが、一部の事案で建て替え前の戸数が確認できる書類が取り付けられておらず、このため今般の調査においては、区域指定時の住宅地図等により、でき得限りの確認を行ったが、建て替え前の住宅の戸数を確認することができない実績があり、これら実績は、建て替え前の戸数を超過して採択された可能性があるものの、最終的な判定をするに至らなかった。

なお、本庁施設部長通達の「代替性、継続性」を拡大して運用していたとの報道等を踏まえ、平成18年度において所有者及び居住者の継続性が認められない可能性のある事案については、交付決定を保留し、あらためて所有者又は居住者の継続性の有無を確認するなど、採択の可否について検討した結果、最終的に継続性が確認できなかった事案については、交付決定を行わないこととした。

### **（3）報道がなされた「建て替えられて分譲された7戸の住宅の防音工事」**

建て替え前の住宅の戸数を超過して採択された実績に関連し、本件が建替方針にも適合していないとの報道を踏まえ、調査・検討委員会において調査を行った結果は、以下のとおりである。

#### **ア 事案概要**

本件は、座間市の第一種区域内の同一区画に所在する6戸の戸建住宅を、平成元年9月に所有者が解体した上で、平成3年12月に土地を不動産業者に売却し、平成4年6月から10月にかけて同不動産業者が7戸の戸建住宅を建設（解体から建て替えまで約3年経過）して分譲した住宅すべてに、平成12年度から平成16年度にかけて防音工事を行った事案である。

#### **イ 採択経緯及び建替方針との整合性**

##### **（ア）平成12年度及び13年度（各々1戸採択）**

###### **a 採択経緯**

聴き取りの結果によれば、平成12年度（1戸採択）については、建替住宅の防音工事として別々に2戸の申し込みがあり、それぞれ別々の担当が処理するに当たり、1戸は建て替えに要した期間を理由に不採択としたが、1

戸については、1戸から1戸に建て替えられたものと誤認し採択したとのことであった。

平成13年度（平成12年度に不採択とした1戸を採択）については、1戸の申し込みがあり、平成12年度に1戸を採択した担当が、前年度と同様の認識の下、採択したとのことであった。

## **b 建替方針との整合性**

当時の建替方針においては、建て替え前後で同数の戸数の範囲内において補助することとなっており、従前の住宅戸数より増えた場合には、すべての住宅について原則として補助対象とはせず、所有者等が継続して居住する場合に限り、従前の住宅の戸数を限度として補助することとなっている。

しかしながら、平成12年度及び13年度に採択した担当は、申請された住宅のみに着目し、補助金の交付申込書の添付資料である建て替え前の住宅の滅失証明及び建て替え後の住宅の家屋所在証明書並びに住宅地図等の関係書類により建て替えの状況を確認した結果、1戸から1戸に建て替えられたものとの認識を持って採択したものであり、全体として同一区画に所在した従前の6戸の戸建住宅より増えているか否かについて確認することを怠ったものである。

このことは、同一敷地内の複数戸の住宅の建て替えの場合において、さみだれ式の申請がなされ、また、複数名の担当職員がそれぞれ別々に事務処理を行ったという、言わば種々の事情が重なり、全体像を把握することを困難にしていたことによるものではないかとも考えられるが、いずれにしても、建替方針に沿わない措置であったものと思料される。

## **(イ) 平成15年度（4戸採択）及び16年度（1戸採択）**

### **a 採択経緯**

聴き取りの結果によれば、当時の担当は、本件事案が建て替え後に戸数増（6戸から7戸）となっていること及び建て替え期間が2年9ヵ月から3年2ヵ月となっていることから、当時の建替方針に沿わないものとの認識はあったが、この時点においてすでに防音工事实施済みの住宅があり、戸数増とみなされる住宅を特定すること及び建替方針で規定している希望届時の「確認書」並びに申込時の「同意書」の提出を求めることは困難であったこと、また、同条件の下で不採択とする合理性を見出せず、公平性の観点から、それぞれ採択したとのことであった。

なお、本件事案の採択に当たり、本庁協議が行われたことは確認されなかった。

## **b 建替方針との整合性**

当時の建替方針においては、「建て替えられた住宅（平成16年度は「建て替え後の住宅」）の戸数が従前の住宅の戸数より増えた場合は、所有者間で合意の上、希望届時においては「確認書」、申込時においては「同意書」の提出があった場合に限り、従前の住宅の戸数を限度として補助するものとする。」としている。しかしながら、本件の場合は、「確認書」及び「同意書」の提出がなされていないこと、また、当時の建替方針は、「代替性、継続性を有する場合は、従前の住宅と建て替え後の住宅の全部又は一部が継続して人の居住の用に供される同種類の住宅で、解体後速やかに（概ね1年以内）建て替えられた場合をいう。」としているが、解体から建て替えまでに2年9ヵ月から3年2ヵ月を要していることから、いずれも建替方針に沿わない措置であったものと考えられる。

## **（4）本庁協議事例**

### **ア 平成14年度（行政評価事務所からの照会事例）**

区域指定の際1戸の住宅が所在していた土地に、当該住宅の解体後、当該住宅の所有者及び居住者とそれぞれ所有者及び居住者が異なる2戸の住宅が建設され、このうち1戸については平成13年度に防音工事を採択し、残りの1戸については防音工事を採択しなかったため、平成14年7月、採択されなかった者が神奈川県行政評価事務所に対し、防音工事の採択に係る行政相談をし、同事務所から横浜局に対し、建替住宅の採択の考え方について照会がなされた。

同年8月、横浜局から神奈川県行政評価事務所に対し、本件については、建て替えられた住宅2戸のうち、平成13年度に1戸がすでに住宅防音工事を実施済みであることから、残りの1戸については現時点において同工事の助成措置を採ることができないこと及び厚木飛行場周辺の第一種区域等の見直しを検討しており、見直し告示がなされた場合、当該住宅を第一優先で補助対象とすることを考えている旨回答した。

この横浜局の回答について、神奈川県行政評価事務所は、建て替え前後で所有者等が異なる場合であっても区域指定の際に所在した戸数の範囲内で助成対象とするとの建替方針は理解できないとして、総務省本省に上申することとした。

このことから、横浜局は、本庁に対し、神奈川県行政評価事務所が総務省本省に上申すること及び同省から本庁に照会がなされる可能性があることについて報告を行い、その際に、建替住宅の防音工事について、横浜局が所有者及び居住者の継続性を確認しないまま採択していることを本庁が知ることとなった。

同月、総務省本省から本庁に対し照会があり、翌9月、これに関する対応につ

いて本庁と協議を行っているが、当時の担当職員に聴き取りを行った結果によれば、協議の際、本庁から横浜局に対し、本庁施設部長通達は建て替え前後で所有者又は居住者の継続性があると認められる建替住宅を助成対象としていることから、建替方針を同通達に沿ったかたちには是正するよう指示があったとのことであった。

## イ 平成16年度（裁判所等からの照会事例）

平成16年4月、住宅防音工事受注に係る業者間の訴訟事件に関連して、横浜地方裁判所から横浜局に対し、建替住宅の採択方針について問い合わせがあり、横浜局は、同裁判所に対し、「建替前後で戸数が増加した場合は、すべての住宅が対象外であるが、所有者等が継続して居住する場合は、従前の住宅の戸数を限度として助成対象としている」旨などを回答した。

また、同訴訟事件に関連して、同年9月、第二東京弁護士会から横浜局に対し、本訴訟事件に係る住宅防音工事のほかに横浜局が過去に実施した建替住宅6戸に関し、横浜地方裁判所に回答した建替住宅の採択方針に照らせば、建て替えにより戸数が増えた住宅で所有者等が継続して居住していない等、住宅防音工事の助成対象外と思われる住宅を採択した理由について照会がなされた。

その後の本庁及び横浜局の対応等について聴き取りを行った結果によれば、第二東京弁護士会からの照会を受け、横浜局は、同年11月上旬、本庁に対し、本庁施設部長通達における「代替性、継続性」の具体的な定義については、人の継続性を要件とはしないとの考え方で良いか見解を求めたところ、これに対し、本庁から、そのような考え方は通達上読めないと回答され、その後、建替方針を是正するよう指示されたとのことであった。

## ウ 本庁協議後の横浜局の対応

平成14年度及び平成16年度に、本庁から建替方針を本庁施設部長通達に沿ったかたちには是正するよう指示されたとのことであったことから、それぞれの機会における対応等について、当時の幹部職員を含めた担当職員から聴き取りを行った。

### (ア) 平成14年度の本庁協議後の対応

聴き取りの結果、平成14年度当時、本庁において全国的に第一種区域等の見直しについての検討を行っていたところであり、横浜局では担当課において見直しの方式によっては、所有者及び居住者の継続性を有しない建替住宅についても、採択が可能となる余地も残されていたことから、厚木飛行場周辺の第一種区域等の見直しに併せて建替方針を見直すことを念頭に対応を検討していたが、一方で、区域見直しのためには最新の騒音状況を把握するための騒音度

調査の実施等所要の作業を行う必要があったことから、直ちに区域の見直しを行える状況になかったこともあり、局としての結論を得るに至らず、当該方針が見直されず、従来の建替方針に基づく運用が継続されたものと考えられる。

#### (イ) 平成16年度の本庁協議後の対応

聴き取りの結果、平成16年度に本庁から指示された後、横浜局においては、建替方針の見直しの必要性については、共通の認識を持った上で検討が行われていたが、建替方針見直しの具体的な時期については、本庁施設部長通達に違反しており直ちに当該方針を見直すべきとの意見や、当該見直しに当たっては、厚木飛行場の特性※を踏まえれば、これまで採択し続けてきた住宅を当該方針の見直しにより不採択とせざるを得なくなることよって、住民間に不公平感が生じることが憂慮されるため、行政の継続性、安定性の観点から、平成16年度については従来どおりの方針で実施し、厚木飛行場の第一種区域等の見直し時期に併せて当該方針の見直しを行うべきである等の意見があり、局内で考え方の統一がなされず、担当課においては、当該方針は厚木飛行場の第一種区域等の見直しに併せて見直すものとの理解の下、当該方針の見直しに至らなかったものと考えられ、また、その後、担当職員の異動等に伴う事務引継が必ずしも十分に行われないうまま、従来の建替方針に基づく運用が継続されたものと思料される。

##### ※ 厚木飛行場の特性

- ・ 同飛行場周辺は、都心にも近く、交通の利便性等の立地条件の良さから急速に都市化（人口の集中・増加）が進んだ状況
- ・ 住宅防音工事の対象世帯が膨大であることから、助成を受けるまで相当の期間を要する状況下、新規防音工事の対象にすらならないまま解体され、建て替えられた住宅の防音工事についての要望が相当数にのぼるとの見込
- ・ 米空母艦載機のジェット戦闘機によるNLPが行われており、米空母が横須賀に入港している間等においては、艦載機の訓練等による深刻な騒音問題が発生している状況
- ・ 周辺自治体及び住民等から、騒音苦情等が多く寄せられ、また、航空機騒音訴訟が累次にわたり提起されている状況

#### (ウ) 平成17年度以降の対応

横浜局としては、引き続き、建替方針の見直しについて検討を行っていたが、平成16年度末に厚木飛行場の第一種区域等の見直しに係る騒音度調査の結果が得られたことから、平成17年度当初からは、当該区域等の見直しに係る関係地方公共団体に対する事前説明等の業務を行うこととなり、従来の区域を見直す理由や見直し後の措置等について関係地方公共団体や周辺住民に十分に説明し理解を得るため、当該業務に総力を挙げて取り組んだことにより、その後、建替方針の見直しについて十分な検討がなされなかったものと考えられる。

また、平成18年1月17日に厚木飛行場の第一種区域等の見直しが行われたが、新たに第一種区域等に指定された区域の関係住民等に対し、できるだけ速やかに今後の防音工事の進め方等について説明する必要があることから、例年、処理方針の見直しについて検討を行っている平成18年3月から4月にかけて、こうした区域見直しに伴う諸々の業務を最優先に実施せざるを得なかった。

こうした状況から、局内で建替方針の見直しについて十分な検討がなされず、当該方針の見直しに至らず、当該方針に基づく運用が継続されたものと考えられる。

なお、こうした検討状況等については、いずれも本庁に対して報告等されていなかったものと考えられる。

## (5) まとめ

上記(1)から(4)を総合すると、横浜局においては、平成元年度及び平成2年度にかけては、建替住宅の処理件数が少なかったものと推測されるが、建替住宅の防音工事の採択要件について、担当職員の間で認識の統一が図られないまま、建て替え前後で所有者及び居住者の継続性がない可能性のある住宅が採択されるといった運用が継続されていたものと考えられる。

平成3年度から平成12年度にかけても、建て替え前後で所有者及び居住者の継続性がない可能性がある住宅が継続して採択され、その数は平成3年度以降徐々に増加してきたものと考えられる。

平成13年度以降については、平成18年度までの採択実績を関係書類等により確認したところ、住宅防音工事30,861世帯のうち4,707世帯が建替住宅の防音工事であり、このうち、所有者等の継続性が確認できなかった実績が1,176世帯<sup>※</sup>確認されている。

※ 1,176世帯の内訳

(1) 建て替えの前と後の戸数が同じもの813世帯

① 建て替え前後において所有者及び居住者のいずれもが異なる実績248世帯

② 建て替え前後において所有者及び居住者のいずれもが異なる可能性があるものの最終的な判定をすることができないもの565世帯

(2) 建て替え前の戸数を超過した実績及びその可能性のあるもの363世帯

① 建て替え前の住宅の戸数を超過して採択された実績35世帯

② 建て替え前の住宅の戸数が不明なため、建て替え前の戸数を超過して採択された可能性があるものの、最終的な判定をすることができないもの328世帯

また、報道がなされた「建て替えられて分譲された7戸の住宅の防音工事」については、建替方針にも沿わない処理がなされたものと考えられる。



建替住宅に関し個別に本庁協議等した事例の有無等について確認を行ったところ、平成14年度及び平成16年度に、建替住宅の採択について、個別の事例で本庁に協議した際、本庁から通達に沿ったかたちに建替方針を是正するよう指示等されていたことが確認された。

本庁から指示された後の対応については、平成14年度当時、横浜局では担当課において厚木飛行場周辺の第一種区域等の見直しに併せて建替方針を見直すことを念頭に対応を検討していたが、直ちに区域の見直しを行える状況になかったこともあり、局としての結論を得るに至らず、当該方針が見直されず、従来の建替方針に基づく運用が継続されたものと考えられる。

また、平成16年度においては、建替方針の見直しの必要性については共通の認識を持った上で検討が行われていたが、建替方針見直しの具体的な時期については、直ちに見直すべきとの意見や、厚木飛行場の特性を踏まえれば、これまで採択し続けてきた住宅を当該方針の見直しにより不採択とせざるを得なくなることよって、住民間に不公平感が生じることが憂慮されること等から、平成16年度については従来どおりの方針で実施し、厚木飛行場の第一種区域等の見直し時期に併せて当該方針の見直しを行うべきである等の意見があり、局内で考え方の統一がなされず、担当課においては、当該方針は厚木飛行場の第一種区域等の見直しに併せて見直すものとの理解の下、当該方針の見直しに至らなかったものと考えられ、また、その後、担当職員の異動等に伴う事務引継が必ずしも十分に行われないうまま、従来の建替方針に基づく運用が継続されたものと思料される。

その後、局内で引き続き建替方針の見直しについて検討していたとのことであったが、厚木飛行場の第一種区域等の見直し後においても、当該区域等の見直しに伴う住民説明会などの業務に追われていたこと等もあり、十分な検討がなされず、当該方針の見直しに至らず、当該方針に基づく運用が継続されたものと思料される。

なお、こうした検討状況については、いずれも本庁へ報告等されていなかったものと考えられる。

### 3 本件事案が生じた原因等

本件事案が生じた原因等を検証するに当たっては、都市部に所在する飛行場である厚木飛行場の状況及びその背景を踏まえることが肝要であり、以下、同飛行場の特性及びこれに伴う横浜局の住宅防音事業の処理体制等の実情に触れることとする。

#### (1) 厚木飛行場の特性

厚木飛行場周辺地域は、都心に近く、交通の利便性<sup>※1</sup>も良いことからベッドタウンとして開発され続けており、急速な都市化（人口の集中・増加）<sup>※2</sup>に伴い同地域内への転入又は地域内での転居が頻繁に行われている。

※1 厚木飛行場周辺地域の交通の利便性等：

- ① 大都市に近接：横浜へ約20km、東京都心まで約40～50km
- ② 第一種区域内に東京、横浜及び川崎へ直結する公共交通機関（JR 2路線、私鉄等4社6路線）が縦横に整備、首都圏に通ずる東名高速道路や国道246号線など道路網が充実

※2 第一種区域が所在する7市の人口推移

第一種区域が所在する神奈川県内の7市（大和市、綾瀬市、海老名市、藤沢市、相模原市、座間市、茅ヶ崎市）の人口増加率は、住宅防音工事を開始した昭和50年を基準とした場合、平成19年1月現在では約1.6倍（約113万人→186万人）、世帯数については約2.3倍（約33万世帯→75万世帯）

他方、同飛行場周辺の住宅防音工事の助成については、昭和48年10月、米空母ミッドウェーが横須賀港をいわゆる母港としたことに伴い、米空母艦載機の離発着が頻繁に行われ、人口増加が続く状況の下、昭和50年度から開始した。

昭和61年の指定告示まで騒音状況の変化等に応じて段階的に第一種区域を拡大<sup>※3</sup>したことにより、約13万4千世帯という膨大な対象世帯数となり、その後においてもスーパーホーネットへの機種更新<sup>※4</sup>がなされるなど騒音をめぐる厳しい社会情勢の中、住宅防音工事の早期完了に最大限の努力を傾注しつつ実施してきた。

※3 厚木飛行場周辺の第一種区域の指定状況

- ・昭和54年 9月：85W区域（対象世帯数約1万2千世帯）
- ・昭和56年10月：80W区域（対象世帯数約1万6千世帯）
- ・昭和59年 5月：75W区域（対象世帯数約9万世帯）
- ・昭和61年 9月：75W区域（対象世帯数約1万6千世帯）
- （平成18年 1月：75W区域（対象世帯数約11万世帯））

※4 米空母艦載機の機種更新状況等

- ・昭和57年 2月：米空母艦載機のNLP（Night Landing Practice）開始
- ・昭和61年11月：F-4, A-7 → FA-18ホーネット
- ・平成 3年 8月：F-14, S-3 追加配備
- ・平成15年11月：F-14 → FA-18スーパーホーネット
- ・平成16年10月：FA-18 ホーネット→ FA-18スーパーホーネット

こうした中で、昭和51年9月に第一次騒音訴訟が提起され、その後においても、数次にわたり多数の原告による訴訟が提起されている状況であり、これまでの判決において、同飛行場周辺の騒音被害については、受忍限度を超える違法なものであるとして国の損害賠償責任が認められ、さらに、国が講じている騒音対策は十分ではないとの司法判断が確定している。

また、判決において、危険への接近の理論<sup>※5</sup>の適用の有無については、「当該原告らは、自己又はその家族の転勤先・学校への通勤・通学の便等、相応なさまざまな事情から、騒音地域に入居していることが認められる」。また、「厚木飛行場周

辺の騒音被害については、すでに二度にわたって、受忍限度を超える違法なものであるという司法判断が確定している」として、減額の法理を適用して原告らの損害賠償額を減額することが衡平の原理に沿うということとはできないとの司法判断がなされている（平成14年10月16日横浜地方裁判所第三次騒音訴訟判決。また、平成18年7月13日東京高等裁判所の判決においても同旨を引用。）。

このような状況の下、周辺住民等から航空機騒音被害からの救済措置が強く要望され、当初の住宅防音工事の助成に加え、一部の区域において告示後住宅や特定住宅も助成対象としているが、対象世帯数が膨大で予算の制約等もあるため、区域内すべての住宅を助成の対象とすることは困難なことから、周辺自治体及び多くの住民等から、騒音苦情、飛行場の返還、NLPの中止及び硫黄島での完全実施、夜間飛行の中止等の要請が繰り返しなされ、平成20年4月21日には、7千名を超える住民から新たに航空機騒音訴訟が提起されるなど同飛行場の安定的使用にも影響を及ぼす状況となっている。

※5 危険への接近理論

航空機騒音の障害が著しいことを承知しつつ、静穏な地域から受忍限度を超える地域に転入してきたことを考慮し、被告の行為を免責する、又は原告の損害賠償請求額を減額すること。

## （2）住宅防音事業の処理体制等

横浜局では、住宅防音事業の統一化を図り、適正かつ迅速に処理するため、処理方針を作成し、建替住宅の防音工事についても同処理方針によって措置してきており、対象世帯数が増加しつつあった昭和60年度以降は、年間1万世帯以上を処理するため、二つの課が担当するという全国でも例のない執行体制をとってきた。

さらに、平成元年度以降機能復旧工事<sup>※1</sup>が加わったことなどにより、一人当たりの年間処理世帯数が増加しつつある状況の下、区画改善工事<sup>※2</sup>や外郭防音工事<sup>※3</sup>などの審査が複雑な新規施策も導入され、職員数が減少する一方、人事運用上、未経験者の配置が一般化しており、担当職員の負担は更に増加した状況となっている。

※1 機能復旧工事： 住宅防音工事により設置した空気調和機器及び外部開口部に設置された防音建具において、その機能の全部又は一部を保持していない場合、その機能を復旧する工事

※2 区画改善工事： バリアフリー対応住宅等を対象として行う住宅防音工事

※3 外郭防音工事： 住宅全体を対象として行う住宅防音工事

### (3) 本件事案が生じた原因

本件事案が生じた原因については、建替方針の作成経緯等及び建替住宅の採択状況に係る調査の結果等から、局内の処理体制等に以下の不備な点が挙げられる。

#### ア 建替住宅の防音工事の採択要件の周知徹底の不備

横浜局においては、建替方針が作成された平成元年度から、建て替え前後で所有者及び居住者のいずれもが異なる可能性がある建替住宅が採択されていたと考えられ、その理由としては、平成元年度に建替方針を作成し、平成2年度に建替方針を見直すに当たり、いずれの機会においても、旧本庁施設部長通達の「代替性、継続性」の具体的な定義について、横浜局から本庁に対し照会等を行わず、また、本庁担当者との調整が十分に行われていなかったこと、さらに、当該方針の具体的な運用方法が周知されていなかったことから、建替住宅の防音工事について、担当職員の間で採択要件の認識や運用が不統一な状況になったことから、建て替え前後の所有者及び居住者の継続性を確認せずに採択がなされるといった事務処理が行われていたものと思料される。

さらに、平成14年度及び平成16年度に個別の事例に関し本庁と協議した際、本庁から、建替方針を本庁施設部長通達に沿ったかたちに是正するよう指示等され、平成14年度においては、横浜局では担当課において厚木飛行場周辺の第一種区域等の見直しに併せて建替方針を見直すことを念頭に対応を検討していたが、局としての結論を得るに至らず、当該方針が見直されなかったものと考えられる。

また、平成16年度の本庁指示後においても、局内で、建替方針の見直しの必要性については共通の認識を持った上で、検討していたことが確認されているが、

建替方針の見直し時期について局内の考え方の統一がなされず、担当課においては、当該方針は厚木飛行場の第一種区域等の見直しに併せて見直すものとの理解の下、当該方針の見直しに至らなかったものと考えられ、また、その後、担当職員の異動等に伴う事務引継が必ずしも十分に行われないまま、従来の建替方針に基づく運用が継続されたものと思料される。

その後、局内で引き続き建替方針の見直しについて検討していたとのことであったが、厚木飛行場の第一種区域等の見直し後においても、当該区域等の見直しに伴う住民説明会などの業務に追われていたこと等もあり、十分な検討がなされず、当該方針の見直しに至らず、当該方針に基づく運用が継続されたものと思料される。

いずれにしても、本庁施設部長通達の「代替性、継続性」の具体的な定義について、組織として統一的な周知の徹底が図られていなかったものと考えられ、引

き続き、所有者等の継続性が確認できない建替住宅の採択がなされたものと思料される。

#### **イ 統一的なチェック体制の不備**

建て替え前の戸数を超過して採択された実績及びその可能性があるものが確認されているが、これらの実績については、建替住宅の採択に当たり、建て替え前の戸数の確認が不十分な処理がなされたものと考えられる。

こうした処理がなされた要因としては、横浜局は、膨大な業務量を抱える中で、その増大に伴い2課体制をとっており、各課相互の連携が必須であったにもかかわらず、横の連携が希薄となり、課ごとに、係ごとに、最終的には個人による処理に依存せざるを得ない状況が生じ、これに対応すべく課を越えて統一的に審査・チェックする体制が構築できていなかったことが原因の一つであると思料される。

#### **ウ 担当職員の配置と教育・研修の不備**

建て替え前の戸数を超過して採択された実績及びその可能性があるものが採択された背景としては、処理案件が膨大であるにもかかわらず、職員数が大幅に減少する一方、人事運用上、未経験者の配置が一般化していることが挙げられる。

本来、未経験の職員については十分な教育・研修を行う必要があるが、住宅防音工事未実施の世帯が多い横浜局にあっては、O J T (On the Job Training) 的な対応のみに依らざるを得ず、十分な経験を有しない職員に採択判断が難しい事例を処理させざるを得ない状況であったものと考えられる。

## 第4 総括

### 1 業務処理の評価等

#### (1) 建て替え前と後で戸数は同じであるが、所有者等の継続性が確認できなかった実績に係る評価

横浜局においては、建替方針が作成された平成元年度から、建て替え前後で所有者及び居住者のいずれもが異なる可能性がある建替住宅が採択され、以後、こうした運用が継続されてきたと考えられる。

こうした状況となった理由としては、平成元年度及び平成2年度に建替方針を作成等するに当たり、いずれの機会においても、旧本庁施設部長通達の「代替性、継続性」の具体的な定義について、横浜局から本庁に対し照会等を行わず、また、本庁担当者との調整が十分に行われていなかったと考えられるが、通達の「代替性、継続性」の具体的な定義を確認するといった基本的な注意が不足していたものと思料される。

また、当該方針の具体的な運用方法が周知されていなかったことから、建替住宅の防音工事について、担当職員の間で採択要件の認識や運用が不統一な状況になり、統一的な運用がなされていなかったものと考えられるが、担当職員間での認識や運用が不統一とならないよう当該方針の具体的な運用方法を周知し、住宅防音業務の公平性・透明性を図るなどの業務管理が適切に行われていなかったものと思料される。

その後、旧本庁施設部長通達により示された4例に加え、5例目として、建て替えに要した期間が短期間であれば建替住宅の防音工事の助成対象とする旨を追記するなどした建替方針に基づく処理等による運用がなされたものと思料される。

さらに、平成14年度及び平成16年度に個別の事例に関し本庁と協議した際、本庁から建替方針を是正するよう指示等され、当該方針を厚木飛行場の区域見直しにあわせて見直すことを検討していたものの、種々の事情により見直されず、当該方針に基づく運用が継続されたものと考えられる。

種々の事情があったにせよ、本庁施設部長通達の趣旨に沿ったかたちに建替方針が見直されず、従前どおりの運用が行われていたことについては、組織としての判断に適切さを欠くものであったと思料される。

#### (2) 建て替え前の戸数を超過して採択された実績等に係る評価

建て替え前の戸数を超過して採択された実績及びその可能性があるものが採択された理由としては、課を越えた統一的なチェック体制が構築できていなかったこと

や、担当職員の教育・研修等が不十分であったことから、建替住宅の採択に際し、建て替え前の戸数の確認が不十分な処理等が行われ、事務処理の過程においても組織としての統一的なチェックがなされず、採択されたもの等と考えられ、この点については、事務処理にも適切さを欠く部分があったものと思料される。

## 2 今後の対応

### (1) 補助事業者との関係

補助事業においては、その実施に要する費用（補助金）が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることにかんがみれば、所有者等の継続性が確認できなかった実績が確認されたことは、適切さを欠くものであった。

しかし、行政行為により与えられた利益や地位は、その者が不正な手段を講じて取得するなど、その者の責に帰すべき事情がない限り尊重されなければならない、よほどの公益上の理由が認められなければ、行政行為の取り消しを行うべきではないものとされている。

今般の調査により、所有者等の継続性が確認できなかった実績が確認されたが、これらについては、事業の実施に際し、補助事業者が助成を受けるために行った手続き等に瑕疵は確認されなかったものである。

このため、補助事業者の責に帰すべき事情等が認められないことから、国側の瑕疵等を理由に一方的に交付決定を取り消すなどの措置を講じることは適切ではないと考える。

### (2) 具体的な改善措置の迅速かつ計画的な実施

厚木飛行場周辺の騒音の実情を考慮すれば住宅防音事業の停滞は許されるものではなく継続的・計画的に実施すべきものであることから、再びこのようなことが生じないように、あらゆる努力を払って迅速かつ体系的に、以下の改善措置を執ることとした。

- ・ 建替住宅の防音工事の環境整備法上の位置付けや優先的に助成の対象とする建替住宅の条件を明記した新たな通達が発出されたことに伴い、同通達の助成対象範囲について担当職員へ周知徹底を図る。
- ・ 事案採択に係る審査体制について、より統一的かつ厳正に審査を行うため、所要の見直しを行う。
- ・ 事案採択に係る審査業務について、当該業務をより確実かつ効率的に行うため、効率化を含め所要の方策を導入する。
- ・ 建替住宅の防音工事も含め住宅防音事業全般に係る業務研修を担当職員に対して定期的に実施することとし、同事業を実施する上で必要な知識・技能を習得させる。

- ・ 住宅防音事業がより理解されるよう、周辺住民への対応を重視しつつ、ホームページ、自治体の広報誌、広報印刷物等多様な媒体を幅広く活用するなど積極的な広報体制の構築に取り組むとともに、周辺住民に対し、住宅防音工事の趣旨、目的及び制度について、周辺住民の目線に立って、見やすく、わかりやすい広報の実施に努力する。

## ア すでに講じた措置

横浜局（平成19年9月1日以降は南関東防衛局）としては、特に緊急な措置が必要なものについては、すでに、以下のとおり改善を図った。

### (ア) 本庁施設部長通達等の助成対象範囲等の周知徹底

- ・ 建替住宅の防音工事について、本庁からの指示等を踏まえ、本庁施設部長通達の助成対象範囲について担当職員に周知徹底するとともに、平成19年1月以降の採択に当たって採択に疑義がある事案については、本庁協議を行うこととした。
- ・ 平成20年4月9日に新たな通達（以下「本省通達」という。）が発出され、建替住宅の助成対象範囲及び細部の事務処理等について、周知徹底するための会議が同月15日に本省で開催され、また、同月24日及び25日に本省で開催された全国防音担当者会議において、同様の周知徹底がなされたことから、適正な運用を実現するため、これら会議で説明された内容を平成20年5月14日に局内で実施した全体会議において担当職員に周知徹底した。

### (イ) 審査体制の見直し

- ・ 採択要件の審査を統一的な判断基準の下で厳正に処理するため、当該審査業務を専属的に行うセクションの設置が必要との観点から、南関東防衛局への改編に併せて、従来2課体制をとっていた処理体制を1課体制とし、平成19年11月1日からは、新たな審査体制を試行的に採用した。  
具体的には、担当課内において、採択要件に合致しているか否かの審査を専属的に行う企画班と、その他の審査等の業務を行う予算執行班とに区分する体制とし、さらに、企画班内で採択に関する審査を複数回チェックすることにより、採択の判断が統一的な基準により確実に行われるよう措置する体制とした。
- ・ また、平成19年11月16日、補助金事務の適正性を確保するため、局次長を長とする「南関東防衛局住宅防音事業審査会」を局内に設置し、定期的に住宅防音事業の執行に係る個別の事務処理における適正な執行を審査し、改善措置の有無及び効率性の追求等を行うため、四半期毎に開催するとともに、緊急を要する懸案事項等が発生した場合には臨時に開催し、当該事案の対応方針等について検討することとした。



## (ウ) 審査業務の確実性、効率性の確保

### a チェックシートの導入

住宅防音事業の処理件数の多さを考慮すれば、こうした確認作業をより正確かつ効率的に行うことが肝要であるとの観点から、平成19年12月以降、審査業務において、事業実施のため防音工事を希望する者から提出された書類の内容を確認する作業をより確実かつ効率的に行うため、住宅の建設日等の確認事項が採択要件に適合するか否かを判定するためのチェックシートを導入した。

### b 電子地図システムの導入

建替住宅の件数が多い厚木飛行場周辺においては、住宅防音工事の採択に当たって、従来、建て替え前の住宅の存在等の確認を紙媒体の住宅地図に依っていたため検索作業に相当の時間を要していた。

これら作業の効率化を図るため、平成20年3月から、担当職員が個々のパソコン上の電子地図を利用して、建て替え前の住宅の存在等を瞬時に検索・確認可能なシステムを導入し運用を開始した。

## (エ) 業務研修の実施

- 体系的な教育・研修を充実するとともに、日常業務における課内指導の徹底により、業務の効率を上げ、事務処理のより一層の迅速化・適正化を図ることとし、平成19年度においては、年度当初（平成19年4月26日から始め同年5月17日に終了。）に、住宅防音業務未経験職員に対する業務研修を実施した。また、平成20年度においても、同趣旨の業務研修を平成20年5月12日から同年5月16日の間で実施したところである。

## (オ) 広報体制の構築

- 平成18年1月に行った厚木飛行場の第一種区域等の見直しに伴う経過措置の受付期間終了（平成19年7月31日）に当たり、南関東防衛局のホームページ、印刷物、関係自治体の広報誌により周辺住民への幅広い広報を実施した。
- 周辺住民は住宅防音工事関係業者の説明に基づいて申請を行う場合が少なからず見受けられることから、これら関係業者に対しても、住宅防音事業について正確な理解を求めるため、平成20年2月1日、南関東防衛局のホームページに「住宅防音事業の補助金助成に関するよくある質問」を新たに掲載するなどし、事業の趣旨、制度及び実施状況等について周知を図った。

## イ 今後講じる措置

### (ア) 本省通達の助成対象範囲等の周知徹底

- ・ 建替住宅の防音工事の実施に当たっては、採択判断が難しい事例を担当職員が個人で誤った判断をしないよう、今後とも助成対象範囲の周知徹底を図り、課内の連絡調整を緊密にし、必要に応じて、本省に照会・調整等した上で処理・対応することとし、こうした場合の処理状況等の情報を担当職員間で共有すること等により、採択の判断基準のより一層の統一化を図ることとする。さらに、今後、建替住宅の防音工事を含め住宅防音事業全般について、定期的に執行状況等の点検を行うこととし、継続的に所要の改善を図ることとする。

### (イ) 審査体制の見直し

- ・ 防音工事を実施する住宅に係る情報を管理するためのデータ入力作業など、可能なものについては、個人情報のセキュリティ管理に一層の注意を払いつつ、部外委託することなども視野に入れ、審査業務をより厳正に行うための事務の簡素化・合理化に資する改善について幅広く検討を行う。

### (ウ) 担当職員の適正な配置

- ・ 担当職員の適正な配置を図るため、今後とも一人当たりの処理世帯数が多いこと及び住民等から苦情や問い合わせが多く寄せられることが見込まれることを踏まえ、これまでに講じた緊急措置等を分析・評価の上、今後、必要な措置を講ずることとする。

実施中のものも含め、これまでに講じた措置に加え、さらに、今後も実施できるものから迅速に着手し、また、これまでに講じた措置も含め、防衛省本省及び他の地方防衛局と連携を図りつつ、絶えずフォローアップし、より一層業務の適正化に努めてまいりたい。

## 第5 おわりに

厚木飛行場の騒音状況等にかんがみした場合、米軍再編における空母艦載機の移駐等、騒音状況の緩和に努めているところではあるが、平成18年1月の第一種区域等の見直し告示により新たに対象となった約11万世帯を含め、住宅防音工事助成の早期実施が必要である。

また、航空機騒音に係る環境基準の趣旨に照らして、昭和61年9月までに指定告示した区域における告示後住宅の防音工事については、累次にわたる航空機騒音訴訟の判決において、国が主張した危険への接近の理論の適用について、原告らの損害賠償額を減額することが衡平の原理に沿わないとする旨の司法判断がなされており、同飛行場周辺の地域の状況を踏まえると、周辺住民等を航空機騒音被害から救済するという意味で重要な施策であり、できる限り早期に実施し、関係住民の生活の安定及び福祉の向上を図ることが是非とも必要である。

横浜局の今般報道された建替住宅の防音工事の助成については、こうした背景や事情が担当職員の住宅防音事業に対する考え方に影響を及ぼしたものとも考えられるが、いずれにしても、平成元年度から担当職員間の認識や運用が不統一な状況となっており、業務管理が適切に行われていなかったものと思料される。また、平成14年度及び平成16年度に、本庁から建替方針を是正するよう指示されていたにもかかわらず、当該方針が見直されず、その後も同様の運用を行っていたことについては組織としての判断に適切さを欠くものであり、さらに、建て替え前の戸数の確認が不十分な処理がなされたことについては、事務処理に適切さを欠く部分があったものと思料される。

今回の調査を通じさまざまな改善すべき点が明らかになったが、国の事業として行う以上、本省通達等も含めた根拠法規に則り、公平性・透明性を確保することが基本である。このような観点に立って、絶えずフォローアップを行い、継続的に改革に取り組んでいくことにより、飛行場周辺住民などの負担の軽減を図るとともに不公平感を払拭し、二度とこのような事態が生じないよう、前述した措置を確実に実施し、必要に応じ更なる調査を行い所要の措置を講じるなど、住宅防音事業に対する信頼の回復に努めてまいりたい。

おわりに、南関東防衛局としては、厚木飛行場周辺の住民等が被っている航空機騒音被害にかんがみれば、住宅防音工事をはじめとする騒音対策にいささかの後退があってはならないものであり、こうした認識の下、今後とも、より一層の対策を行う必要性を踏まえつつ、事業の実施に当たっては、このような調査が必要となった経緯及び遵法精神の重要性について再認識し、今後ともこれを風化させないことが重要であると考えている。

今後は、防衛本省とも十分に調整した上で、周辺住民、関係自治体及び住宅防音工事関係者等の理解と協力の下に、住宅防音工事のより一層の推進を図るなど、周辺住民の被っている騒音による障害の緩和に努めるとともに、業務の適正化を期すべく真摯に取り組んでまいりたい。

以上